

発明の進歩性判断に関する検討について

進歩性とは、新しい技術が、先行技術から見て当業者が容易に思いつく（発明することができる）程度のものではないことを意味し、新しい技術が、特許を受けるためには進歩性があることが要求される。

進歩性の判断については、国内外において議論が高まっているが、特許庁においては、国際的な制度・運用の調査・研究を行うとともに、個別事件毎の事例研究を通じて、我が国における進歩性判断の問題点を整理し、進歩性判断に関する検討を行う。

1. 進歩性を巡る問題意識

（1）国内における問題意識

日本における進歩性の判断が、欧米と異なるため、進歩性判断の一層の国際調和が必要との声や、特許庁と裁判所の進歩性判断が今までよりも厳しくなっているのではないかとの産業界からの指摘がある。ただし、このような産業界等からの指摘は、特許庁等の進歩性判断のどの点を問題としているのか明確ではなく、まずこの点を明らかにする必要がある。

（2）欧米における問題意識

- 米国：連邦取引委員会（FTC）や全米科学アカデミー（NAS）は、進歩性のない特許（“trivial patent”）によりイノベーションが阻害されることを懸念する報告書を公表した（03年10月、04年4月）。
- 欧州（英国）：英国特許庁（UKPO）が、進歩性のレベルが経済に与える影響強いとの認識のもと、進歩性についてのアンケート調査を実施中である（06年2月）。

2. 個別事例からの検討

産業界、弁理士会、審判官をメンバーとする検討会を開催し、技術分野ごとの技術常識、技術水準を踏まえた進歩性判断の手法の問題点について、個別事件に基づく事例研究を行う。

（1）検討会の目標

個別事件に基づく事例研究から進歩性判断に係る問題を取りまとめて、特許庁における審査、審理の充実化や、進歩性判断の参考となる資料を作成して公表する。

(2) 検討会の内容

技術分野ごとの検討グループにおいて、既に確定した審判事件、裁判事件の中から選定した個別事件に基づいて、技術分野ごとの当業者の技術水準、技術常識、技術相互間の関連性を踏まえた、進歩性の判断手法に関する客観的な事例研究を行い、進歩性の判断手法に係る問題について検討する。

3. 国際的な制度・運用の調査研究

学者、産業界、弁理士等をメンバーとする委員会を設け、主要国の制度・運用の実態を統計的分析、判例や事例等の分析、アンケート調査を通じて、主要国における進歩性の制度、運用等の実態を調査する。

(1) 調査研究の目標

進歩性等について、日本と他の主要国との制度、運用の違いを明らかにし、国際的な制度調和に向けた基礎資料を得る。

(2) 調査研究の内容

学者、産業界、弁理士等をメンバーとする委員会を設けて、以下の項目について検討を行う。

①三極特許庁の審査結果の統計的分析

三極特許庁に共通に出願された案件について、審査結果を統計的に分析。

②国際的な制度・運用の比較

進歩性等について、主要国の制度、運用の調査、判例、審決の収集、及び事例研究。

③ユーザーの意見収集

ユーザーの立場から、進歩性の判断手法や進歩性を認める水準について意見聴取。

(参考) 三極特許庁における審査実務に関する比較研究

2006年5月の三極特許庁会合において、審査実務に沿った質の高い出願書類を作成することを支援するために、記載要件を中心として、進歩性要件も含めた審査実務の比較研究を行い、その結果を出願人・代理人に周知するプロジェクトの新規立上げをJPOより提案した。